長全国奥銀行公正取引協議会	林長期普通銀行、信託銀行、中央信金用銀行及び農林	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和六十一年公正取引委員会告示第二号）
長全国奥銀行公正取引協議会	林長期普通銀行、信託銀行、中央信金用銀行及び農林	銀行業における表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第二号）
会全国味噌業公正取引協議会	びみその製造、販売及び輸入の販売業	みその表示に関する公正競争規約（平成十六年公正取引委員会告示第四号）
引全国協議会長鈴木豊公正取	売造、販売及び輸入の販売業	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約（平成十九年公正取引委員会告示第十一号）

別記

一　粉わさびの表示に関する公正競争規約（昭和四十四年公正取引委員会告示第三号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下「変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法第11条第１項の規定に基づき、粉わさびの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法第12条第１項の規定に基づき、粉わさびの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、粉わさび業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。
（必要表示事項）	（必要表示事項）
第３条　事業者は、次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に掲げる基準に従い、粉わさびの容器又は包装の外部から見やすい場所に、邦文で明りょうに一括して表示しなければならない。この場合において、表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Ｚ8305（1962）に規定する８ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。ただし、容器又は包装の表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、日本工業規格Ｚ8305（1962）に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。	**第３条**　（同左）
⑴～⑸　（略）	⑴～⑸　（略）
⑹　事業者の氏名又は名称及び住所 表示を行う事業者の区分に応じ、次に掲げる事項を表示すること。	⑹　（同左）
ア　製造業者の場合 「製造者」の文字の後に、製造業者の氏名（法人の場合は、その名称。以下同じ。）及び住所並びに製造所所在地を表示する。なお、製造業者の住所と製造所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。ただし、製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地の表示に代えることができる。	ア　製造業者の場合 「製造者」の文字の後に、製造業者の氏名（法人の場合は、その名称。以下同じ。）及び住所並びに製造所所在地を表示する。なお、製造業者の住所と製造所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。ただし、製造者が厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地の表示に代えることができる。
イ　販売業者の場合 「販売者」の文字の後に、販売業者の氏名及び住所並びに製造所所在地及び製造者の氏名を表示する。ただし、製造者が販売者と連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えることができる。	イ　販売業者の場合 「販売者」の文字の後に、販売業者の氏名及び住所並びに製造所所在地及び製造者の氏名を表示する。ただし、製造者が販売者と連名で厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えることができる。
ウ　（略）	ウ　（略）
２　（略）	２　（略）
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第８条　（略）	**第８条**　（略）
２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。	２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもつて公正取引委員会に報告するものとする。
（規則の制定）	（規則の制定）
第９条　（略）	**第９条**　（略）
２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第二十七号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。